

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○枚委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。玉木朝子さん。

○玉木(朝)委員 民主党の玉木朝子でございます。このたびは、こうして貴重な時間を与えていただき、心から感謝を申し上げます。

本日で震災の被害からちょうど二カ月になりました。震災を受けられた方々に心から哀悼の気持ちをささげたいと思います。

去る五月二日、私自身も難病患者という立場から、日本難病・疾病団体の皆様とともに被災地をお訪ねし、障害を持つ方々や難病患者の方々の訴えを聞いてまいりました。日々の生活が安定しない中で、療養生活は不安が先に立ち大変なものとお察ししながら伺いましたが、皆様、大変な中でも頑張っておられ、生き抜かぬという活力が感じられ、復興に向けて私ども議員も頑張らなければという力を与えられた視察でもございました。

また、厚労省から発していただきました数々の通達も、迅速かつ的確なメッセージが多く、被災地や避難地で治療を受けるに当たり大変役に立ったという声がありましたこともお伝えをさせていただきます。

ただ、やはり今後長期にわたり療養を続ける上で問題も山積しておりますので、質問をさせていただきます。

まず、難病支援センターについて伺います。

御承知のように、難病支援センターは各都道府県に設置されており、地域の難病患者に対し、医療生活相談を初めとして、患者の文字どおりの心身のよりどころとしての役割を果たしております。

しかしながら、私が伺った被災地では、その支援センターは事実上機能が停止するような状況に至っております。

例えば福島県などでは、センターが入っておりますがビルが使えなくなっております。これもまた被災を受けた本庁舎の中で、本庁舎の方たちが大変な状況の一番端の方に、相談員が二人、本場に遠慮しながら書類の山に埋もれて患者さんたちの電話を待っているというような状況でございました。

今、最も求められておりますのは、行政と患者、そして家族、団体との密接な連携だと思っております。その意味からも、難病相談・支援センターについて詳しくお伺いしたいと思います。

厚労省におかれましては、支援センターの被害状況、また現況について調査をしておられますでしょうか。そして、支援センターは、そもそも国

と県が半分ずつ負担して開設したところでございますが、被災地での現在の状況では、県でセンター復興の費用を捻出するのは困難と考えられます。できましたら国が全額負担をし、一日も早く再稼働するようにする必要がありますと思いますが、いかがでしょうか。

○大塚副大臣 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、福島県の難病相談支援センターにつきましては、これは震災以前は県の分庁舎の一部を使用して業務を行っておりましたので、その庁舎が被害を受けて事務室として使用ができなくなったということでございます。しかし、福島県庁の本庁舎の難病担当課の中に事務所を移動しまして業務を継続している状況であります。

一方、岩手県と宮城県については、施設の被害はないという報告は受けております。

もともと、施設の影響はなくても難病患者御自身はいろいろな今厳しい状況に置かれておりますので、被災三県のセンターにはいろいろな御相談がございまして。例えば、停電のため酸素補給ができないとか、どの医療機関にかかってよいかわからない等々の御相談に対しては、医療機関の紹介を行ったり支援物資をお届けする等の対応を可能な限り尽くしているというふうに報告を受けております。

また、後段で御質問でありました、この復旧でございますが、確かに県の方もその他の災害対応で大変財政的にも厳しい状況の中で、このセンター復旧のためにどのような対応をしていくかということについては、これからセンターの実施主体

である県と相談しながら、当然、厚生労働省としては、できることはすべてやるということで万全を尽くさせていただきたいというふうに思っております。

○玉木(朝)委員 ありがとうございます。厚生労働省の方でもセンターの当初の調査はしていただいているということで、大変ありがたく思っております。

ただ、そのセンターによりまして運営主体がいろいろございます。県でやっているところもございいますし、宮城や岩手のように難病団体が委託を受けてやっているところもございいます。そうした中で、患者団体が患者の安否を確認したいというように、個人情報保護法という法律が大変壁になります。行政機関との連携がうまくとれないというような実情がございいます。これも御理解をいただきたいと思えます。ぜひ、こうしたことも、こういう状況でございいますので柔軟な対応、御指導をお願いしたいということをつけ加えさせていただきたいと思えます。

次に、難病患者や障害者の避難所の状況についてお伺いをいたします。

在宅の障害者や難病患者にとつて、現況の避難所生活は非常に困難であり、多くの方々が縁者を頼って厚身の狭い思いをしながら在宅で暮らしております。特に、トイレ、あるいは避難所の中には感染症等の、健康な方々とは違った事情がたくさんございます。こうした方々の実況を把握していただくとともに、患者が安心して生活できる場を提供する必要があると思えますが、いかがでございますでしょうか。

○岡本大臣政務官

御指摘をいただきました。障害者や病弱者等災害時の要援護者の支援ができるような避難所を、こういう御指摘でありまして、これにつきましては、福祉避難所というものを厚生労働省としてこれまで御紹介をして、この委員会を含めて御紹介してきたところであります。

福祉避難所といえますのは、介護が必要な高齢者等に対して介護員等が配置され、ケアが行われるだとか、また、要援護者に配慮したポータブルトイレや手すり、仮設スロープの設置によるバリアフリー化等、こういったことが行われ、その行われるに必要な費用についても災害救助法に基づく国庫負担が行われているところであります。

従前に、平成二十二年三月三十一日現在でありますけれども、東北三県では、宮城県で百七十七カ所、岩手県で七十四カ所、福島県で三十七カ所が福祉避難所の事前指定を受けておりますけれども、こういったあらかじめ福祉避難所として指定されていない避難所においても、スペースを区切って要援護者に配慮した支援などを実施するなど工夫をしていただければ、先ほどお話をいたしました国庫負担の対象としていただいております。また、委員からも御指摘をいただきましたら、そういったニーズも踏まえつつ対応をしていきたいというふうに考えています。

○玉木(朝)委員 ありがとうございます。現状把握をしっかりとお願ひしたいと思います。

次に、被害を受けました病院の耐震化について

お伺ひいたします。

このたびの震災におきましては、被災地から離れた私の地元宇都宮におきましても、国立病院機構宇都宮病院が大変な被害を受けました。私も、施設の被害状況を見させていただくとともに、関係者から直接話を伺ってまいりました。重症心身障害児者の病棟では特に甚大な被害を受けておりまして、壁が落ち、それから天井がはがれ、地震のときは、職員が障害児の上に覆いかぶさって被害を防いだというふうに語っております。

現在でも、四十名定員のところに二個病棟分、六十七名が入所しております。一人一人の療養スペースがとれないばかりでなく、おむつ交換時のプライバシーも保たれておりませんし、食事についても落ちついてとることができておりません。また、感染者が出ても隔離するスペースもないというところで、担当の方々が大変困っておられました。災害時には隣接する特別支援学校の体育館に避難して、けが人が出なかつたことが奇跡のようだったということも話しておられました。

宇都宮のほかの医療機関はこうした被害を受けていないんですね。宇都宮病院だけが大きな被害をこうありました。宇都宮病院は障害者の入所施設でもあります。この施設にこれだけの被害があったということを考えますと、古くなった施設の耐震化、そして免震化対策は早急に行う必要に迫られていると思えます。

既に、昨年来より、補正予算で耐震化に取り組まれているというふうに聞いておりますが、今後どのような計画で進めようとおられるのか、

具体的な考えをお聞かせいただきたいと思います。
○細川國務大臣 玉木委員にお答えいたします。
病院の耐震化、これは大変重要で、今委員から、具体例も挙げられて、その重要性が述べられました。

これまで政府の方としては、病院の耐震化につきましては、災害拠点病院、救命救急センター、また二次救急医療機関、これらを対象といたしまして、二十一年度の第一次補正予算で千二百二十一億円、これは医療施設耐震化臨時特例交付金ということで各都道府県に交付をいたしております。さらに、平成二十二年では、予備費により三百六十億円積み増しをいたしまして、この耐震化の促進をしてきたところでございます。

これからのようにこの耐震化を進めるかということにつきましては、医療施設耐震化臨時特例交付金をさらに積み増しをしていって、耐震化の方については前向きに検討して進めていきたい、このように考えているところでございます。

○玉木（朝）委員 ありがとうございます。早急な対策をお願い申し上げます。

続きまして、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器を使用しながら療養されている患者さんのことについてお尋ねをいたします。

こうした在宅でいろいろな器具を使いながら暮らしておられる患者さんにとりまして、このたびの計画停電は本当に命にかかわる非常事態でございます。因果関係は不明でございますが、救出がとれたために死亡に至った患者さんがおられたというようなことも、私どもの患者団体を通じて

私のところに報告も参っております。

非常用発電機の設置や、それから酸素ボンベの配付につきましては、厚労省から四月八日、通達という形で出していただいております。大変細かく指導をされておりますが、医療機器メーカーによつて一つ一つの対応が非常に違うという現状もございまして。事の重大性を考えますと、今後ともより強い指導が求められていると思っております。その点いかがでございましょうか。

○岡本大臣政務官 委員が御指摘になりました、いわゆる計画停電の実施に伴う在宅医療機器の使用のトラブル、こういったものをどう防ぐかというのには非常に重要な観点でありまして、我々も、三月十三日に、三月十四日以降、東京電力がいわゆる輪番停電を行うということを発表したその夜も、かなり、本当に名実ともに徹夜で、さまざまな手だてを講じようと努力をしたところであります。事務連絡を日本医療機器産業連合会や日本医療機器販売業協会へ出すなど、取り組みを進めてまいりました。

これにより、医療機器メーカーにおいては、停電に備えて、酸素濃縮装置の使用者には酸素ボンベの配付、人工呼吸器の使用者にはバッテリーの配付を行って、東北電力、東京電力管内のエリアでありますけれども、こういったところで対応をとったところであります。

こうした対応に加えまして、医療機器メーカーにおいては酸素ボンベや自家発電装置を配付する等のバックアップ、こういったこと、これはもちろん委員御指摘のとおり検討されるべき課題では

ありますが、しかしながら一方で、法制化をして義務づけるとかいうことについては、これが料金にはね返るといふようなことも考えられて、全国でこれをやるというのはなかなか難しいところもあるのかなと正直感じております。

いずれにいたしましても、在宅で医療機器を使つてみえる皆さんが安心して療養できるような環境を整備していくということは必要でありますし、またいろいろな皆様の御意見を伺いながら、対応できることを検討してまいりたいと考えております。

○玉木（朝）委員 ありがとうございます。ぜひとも的確な御指導をお願いしたいと思います。

最後に、難病対策検討チームについてお尋ねいたします。

このたびの災害につきましては、阪神大震災の教訓を踏まえまして本当に迅速な対応をしていただいたことに感謝いたしております。

しかしながら、これから患者が被災地で、そして避難地におきまして、厳しい条件の中、生活しなければならぬことは事実でございます。特に指定されていない長期慢性疾患を持つ患者にとりまして、医療費の問題は、被害を受ける以前にも増して重い負担になっております。また、報道によりまして、厚生労働省は、高額療養費制度のあり方について検討を開始されるというふうに関わっております。

こうした状況を踏まえまして、昨年、政府の御英断で設置していただきました省内横断的な検討チームを一日も早く再開していただきたいと熱望

をいたしておりますが、いかがでございますでしょうか。

○大塚副大臣 御指摘の検討会につきましては、去年の四月の二十七日に第一回、十一月の十一日に第二回を開催しまして、三月の十五日に第三回を予定しておりましたが、地震の関係で今延期になっております。しかし、早急に第三回、開催をいたしまして、しっかりと検討を進めさせていただきますと思います。

同時に、あす、政府の社会保障に関する集中検討会に、厚生労働大臣から厚生労働省の案の一部を説明させていただく予定になっておりますけれども、その案の中でも難病対策についてはしっかり取り上げて、御報告をさせていただく予定でございますので、今後ともしっかりと対応させていただきますと思います。

○玉木（朝）委員 本日に前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

実は、このたび、視察に参りまして患者さんたちと話をしまして一番感じましたことは、皆さん被害を受けながらも、また、被害を受けないながらも、例えば栃木の地ですと、福島からの透析の患者さんを受け入れ、茨城の透析の患者さんを受け入れますと、どうしても、一番それに対して影響を受けますのが、一緒に透析を受けなければならぬような地元の患者でございます。遠隔地の方の透析を受け入れるために、地元の患者が朝の六時ごろから透析に行ったり、あるいは夜の十時ごろから透析を受けに行ったりというようなことも多々ございました。

ただ、そうしたときに患者たちが、自分たちはうちも流されない、生活する場所もある、だから我慢して、一緒に何とかこの危機を乗り切らなければいけない、そのような声をたくさん聞きました。また、福島の地でも、自分たちはまだいいんだよ、こうして生きていて治療が受けられるだけいいんだよというような声もたくさん聞かせていただきました。

ただ、やはりこうしたことはなかなか長く続くことではございません。やはりどこかでほころびが出てしまいますし、大変な状況になってくることもあると思います。どうか、一日も早く復旧されまして、安心、安全な治療が受けられますことを心から念じまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。